

手工教育基礎建設の曙光時代における愛媛教育協会機関誌に見られる手工教育の実態 (後編)

— 愛媛県手工教育史 (第四報) —

高橋 敏之

本論は、阿部七五三吉 (1936) による「手工教育基礎建設の曙光時代」[1907 (明治40年) 頃～1926 (大正15) 年頃まで] における、1911 (明治44) 年の「改正小学校令」から1926 (大正15) 年の「改正小学校令」までの14年9か月間を調査対象期間として、愛媛教育協会機関誌に見られる手工教育関係史料を調査し、愛媛県の尋常小学校及び高等小学校における手工科の成立及び展開過程を探った。その結果、1911 (明治44) 年の「改正小学校令」によって手工科は、高等小学校実業科目の選択必修科目の一つとなったが、実業科目としての性格が強くなると同時に、授業時数の増加が小学校にとって負担になり、手工科加設校は結果的に減少し、愛媛県の小学校における手工教育は混迷した。

Keywords : 手工科, 手工教育, 尋常小学校, 高等小学校, 愛媛教育協会機関誌

I. 問題の所在

本研究は、1886 (明治19) 年に高等小学校で開始された手工科が、その後地方へどのように浸透していったのかを、愛媛県を事例に考察するものである。その第一報として、「愛媛県と東京都における法令と手工科加設校の変遷との関連性—愛媛県手工教育史 (第一報) —」を調査・考察した¹⁾。第二報では、「本格的手工教育準備時代における愛媛教育協会機関誌に見られる手工教育の実態—愛媛県手工教育史 (第二報) —」を論考した²⁾。第三報では、「手工教育基礎建設の曙光時代における愛媛教育協会機関誌に見られる手工教育の実態 (前編) —愛媛県手工教育史 (第三報) —」について論述した³⁾。

本論は第四報として、「改正小学校令」(勅令第216号) [1911 (明治44) 年7月29日] から「改正小学校令」(勅令第73号) [1926 (大正15) 年4月21日] までの14年9か月間を対象期間として、愛媛教育協会機関誌に見られる手工教育関係史料の調査から、愛媛県の尋常小学校及び高等小学校にお

ける手工科の成立及び展開過程を探る。

時代区分は、以下に示す阿部七五三吉 (1936) によるものを、その用語と共に採用した⁴⁾。(1) 手工教育創業時代 [1886 (明治19) 年頃から1897 (明治30) 年頃まで]、(2) 本格的手工教育準備時代 [1897 (明治30) 年頃から1907 (明治40) 年頃まで]、(3) 手工教育基礎建設の曙光時代 [1907 (明治40) 年頃から1926 (大正15) 年頃まで]、(4) 手工教育時代 [1926 (昭和1) 年頃から1941 (昭和16) 年頃まで]。本論では、(3) の後半を主な調査対象期間とする。

本論では、引用文に関しては読みやすさを考え、原則として、旧字体を新字体に、歴史的仮名遣いを現代仮名遣いに改めた⁵⁾。

II. 手工教育への打撃 1911 (明治44) ～1918 (大正7) 年

この期間に出された小学校手工科関係の法令は、
①「改正小学校令」(勅令第216号) [1911 (明治

44) 年7月29日], ②「改正小学校令施行規則」(文部省令第24号)[1911(明治44)年7月31日]の2本である。この1911(明治44)年の「改正小学校令」は、手工科に大きな影響を与えることになる。山形寛(1982)は、以下のように述べている⁶⁾。

改正の結果、毎週六時間というような多くの時間を充実して教授し得る設備を持った学校は極めて少なく、またその教育を担当し十分な効果を上げるだけの実力を持った教師も乏しくて、實際上実施困難におちいった。旧令では手工と農業、手工と商業との併課を認めていたが、改正令では併課を認めなくなったため、農村では農業を、都市では商業を課すところが多くなり、手工を課す学校が減少した。……この傾向は大正十一年(一九二二)頃まで続いた。高等小学校で手工科を加設する学校が減少したことは、単に高等小学校だけに止まらないで連鎖反应的にその影響が尋常小学校にまで及んだ。

このような状況を前提にしながら、ここでは、当該期間における愛媛教育協会機関誌から、主要な手工教育関係の記事を取り上げて検討する。『愛媛教育雑誌』は、第251号[1908(明治41)年6月5日発行]より、名称を変更して『愛媛教育』となった。

1. 「小学校教員検定試験問題 手工科」(1911)

『愛媛教育』第292号[1911(明治44)年9月25日発行]には、「県内学事」に「小学校教員検定試験問題」が掲載されている⁷⁾。また、『愛媛教育』第293号[1911(明治44)年10月25日発行]には、「前月号掲載の続」として「県内学事」に「小学校教員検定試験問題」が掲載されている⁸⁾。それらの中から「手工科」に関する記事と共に、比較参考のために「図画科」の該当部分を資料1に示す。

資料1. 「小学校教員検定試験問題 手工科・図画科」(1911)

△専科正教員試験問題

手工科 二時間

一、竹匙全長六寸、匙頭長一寸二分巾八分、柄巾一分五厘、ノモノヲ作レ。而シテ、之レガ製作順序ヲ明記セヨ。

注意 竹挽鋸、小刀ヲ使用スベシ。

図画科 三時間

用器画

一、方柱ノ頂ノ一角ヨリ、底ノ反対角ニ向ッテ正シク斜断セル場合ノ断面図ヲ求ム。

注意 用紙ハ、ハッ切画用紙ヲ用イ、入墨スルニ及バズ。

自在画

一、色鉛筆ヲ以テ、三個ノ桃ト、盆ト、庖刀トヲ組合セテ、一画ヲ作レ。

二、右作画ヲ児童ニ課スルモノトシ、描画上ノ注意事項ヲ挙ゲヨ。

注意 (イ) 用紙ハ、ハッ切画用紙ノコト。

(ロ) 總ベテ色鉛筆ニテ描ク事ヲ忘ルベカラズ。

△小学校本科正教員試験問題

手工科 (二時間)

一、丸打紐ヲ以テ、菊花結ヲ結び、併セテ、之レガ順序ヲ図示セヨ。

注意 縫針ト糸トヲ以テ、台紙ニ、紐結ヲ取付ケ置クベシ。

図画科 (二時間)

用器画

一、方柱ノ軸、直立面ニ並行シ、水平面ニ三十五度ノ傾斜ヲナシ、底ノ一角ニテ立テル場合ノ投影図ヲ示セ。

(注意) 用紙 ハッ切画用紙ニテ、入墨スルニ及バズ。

自在画

一、南瓜ト、茄子二個トヲ組合セテ描キ、之レニ陰影ヲ施セ。

注意 光線ハ、左上ヨリ来ルモノトス。

用紙 ハッ切画用紙、鉛筆画トス。

(出典:『愛媛教育』第292号,1911(明治44)年,pp.38-39)(出典:『愛媛教育』第293号,1911(明治44)年,p.47)(註:原文は、句点のほとんどない文章の連続であるため、文意が変わらないように注意しながら、適宜、句読点(本論においては、「。」と「。」)を打って読みやすくした。一部、文字を太字に、読点を句点にした。下線は、筆者による。)

「小学校教員検定試験問題」「専科正教員試験問題」「手工科」は、竹挽き用鋸と小刀を使って2時間の枠内で竹製スプーンを制作し、その制作順序を記述せよとの出題である。1寸は約30.303mmなので、1分は、1寸の10分の1の約3.0303mmである。1厘は、1分の10分の1の約0.30303mmである。したがって、竹製スプーンは、長さが約181.818mm(約18cm)、匙頭(つば)の部分が、長さ約36.3636mm(約3cm6mm)と幅24.2424mm(約2cm4mm)、そして柄の幅が4.54545mm(約4.5mm)の大きさである。

「図画科」前半の「用器画」は、「四角柱の上面の一角から底面の反対角に向かって斜め切断の断面図を描け」という出題である。「入墨スルニ及バズ」は、鉛筆で描いた図に、さらに、万年筆等で輪郭線を上書きしなくてよいという意味かと思われるが、明らかでない。後半の「自在画」は、「八つ切り画用紙に色鉛筆で、桃3個と盆と庖丁を組み合わせた絵を

描け」,さらに「児童に指導する際の留意点を挙げよ」という出題である。以上の実技を3時間で試験している。

「小学校教員検定試験問題」「小学校本科正教員試験問題」「手工科」は、丸打ち紐（断面が丸形の組み紐）を使って菊花結びを作り、その順序を図示せよ、との出題である。恐らく図1に示すようなものが模範解答であろうと思われる。

「図画科」前半の「用器画」は、「四角柱の軸が、直立面に平行し、水平面に35度の傾斜を付けて、底面の一角で立っている場合の投影図を描け」という出題である。後半の「自在画」は、「八つ切り画用紙に鉛筆で、南瓜（かぼちゃ）と茄子（なす）2個を組み合わせて絵に描き、左上から光が当たったように陰影を付けよ」という出題である。以上の実技を2時間で試験している。

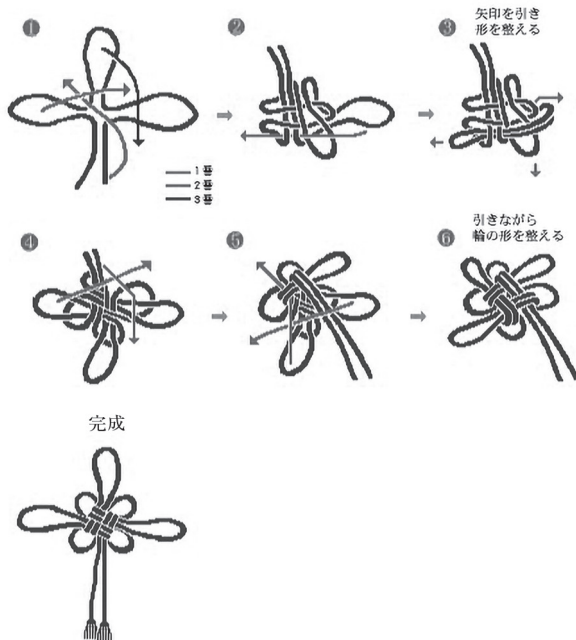


図1. 菊花結び（出典：『美しい日本の婚礼 花嫁のれん』
<http://hanayomenoren.net/celebrate/himo.htm>（検索日：2023/02/27）

以上のように「小学校教員検定試験問題」「手工科」は、竹細工と紐結の制作や実技の指導過程を教員自身が構想できるかどうかを問う問題である。「図画科」の「用器画」では、「方柱」を「斜断した時」の「断面図」や「傾斜をつけて立てた場合」の「投影図」を描かせたり、「自在画」では、果実や野菜と調理器具との組み合わせを想像して、写生画や素描させたりするような出題になっている。総じて、制作指導や実技指導に対する知識と技能を問う妥当な出題であると判断できる。

2. 宮崎謙義「手工科（木工）の用具の調査」（1912） 『愛媛教育』第297号 [1912（明治45）年2月25

日発行]には、宮崎謙義（1912）が、「研究」に「手工科（木工）の用具の調査」を掲載している⁹⁾。その概要を資料2に示す。

資料2. 宮崎謙義「手工科（木工）の用具の調査」（1912）

（前略）……実業教育の必要は、現下に於ける我国の急務の一である。……実業的教科を課すれば実業が発達すると、そう単純に行くものでもあるまい。併し……来年度より男子の手工科は一週四時、五時、六時、若しくは七時以上課せらるることとなった。それで……その内の木工の用具のことも是非考えねばならぬ問題であろうと思う。……それで、用具は悉皆、児童の負担にせよとはいわないが、専用のものは是非共、児童の所有とさしたいものなことである。

手工科用木工具（使用別・品目・価格）

児童用	六分又八四分鉋	280	六分二枚刃鉋	380	八寸両刃挽鋸	700
学校用	尺縦挽鋸	1,300	尺横挽鋸	1,300	畔挽鋸	400
	胴付鋸	350	臍挽鋸	300	釘抜	150
	釘締	80	五分溝鉋	250	四分溝鉋	250
	二分溝鉋	220	一分溝鉋	220	内丸鉋	300
	外丸鉋	300	内面取鉋	350	外面取鉋	350
教師用	長台鉋	500				
児童用	鑿八分	180	鑿五分	150	鑿三分	130
	鑿二分	120	鑿一分	100		
学校用	四分衝鑿	180	三ア、四ア鑿	180	四分外丸鑿	230
	三分内丸鑿	230				
児童用	木槌	100	金槌	100		
学校用	玄翁	250	手斧	350		
児童用	小刀	120	繰小刀	150		
共用	轆轤錐	130				
児童用	四つ目錐	20	三つ目錐	30		
共用	鼠齒錐	20	曲尺	750	木規矩	150
	罫引	150	週挽鋸	50		
	一ケアレバヨシ	墨壺	[価格の記載なし]			
共用	荒砥	120				
児童用	大村砥	70	青砥	150		
共用	合セ砥	45				

（出典：『愛媛教育』第297号,1912（明治45）年,pp.24-25）（註：原文は、句点の少ない文章の連続であるため、文意が変わらないように注意しながら、適宜、句読点を打って読みやすくした。一部、読点を句点にした。一部の漢数字をアラビア数字にした。[] 書きと下線は、筆者による。）

宮崎（1912）は、「実業教育の必要が、現在の我が国の急務であると言っても、実業的教科を課せば

実業が発達すると、単純には行かないだろう」と性急な関連付けに対しては、疑問を呈している。また、「来年度より男子の手工科は一週四時、五時、六時、若しくは七時以上課せらるることとなった」と述べて、1911（明治44）年「改正小学校令」の影響に言及している。雑誌記事後半の「手工科用木工具」の一覧からは、手工科が、技術家庭科の技術分野における木工と同じ教科内容を担当していたことがよく分かる。

私達現代人にとっては、1912（明治45）年の貨幣価値が分からないので、当時の尋常高等小学校における「手工科用木工具」の価格が、どの程度のものであったのか判然としない。第二報でも同様の調査方法を使ったが、しらかわただひこ（2015）の「明治～平成 貨幣年表」¹⁰によると、大工1日手間賃は、1965（昭和40）年以降2015（平成27）年までの50年間を10年毎に見てみると、2,000円→7,022円→13,332円→19,330円→18,700円→19,397円と乱高下せずに徐々に上がって行き、安定した指標にできる。この前提から本論では、大工1日手間賃を基準に、1912年当時の「手工科用木工具」の価格を現代貨幣価値に換算してみよう。1912（大正1）年の大工1日手間賃は1.18円であった。2015（平成27）年の大工1日手間賃は19,397円である。 $19,397 \div 1.18 = 16,438$ 倍である。資料2には、明確な記載はないが、明治末年という時代を考慮すると、「価格」の単位は、「厘」であると推察できる。1厘は1銭の10分の1、1銭は1円の100分の1なので、1厘は1円の1000分の1になる。

したがって、例えば「手工科用木工具」の中で最も安価な「児童用四つ目錐20厘」は、 $20 \text{ 厘} \div 1,000 \times 16,438 \text{ 倍} \approx 329 \text{ 円}$ と算出される。この価格を現代と比較してみると、例えば、学校教材・教育玩具等を扱う会社は、「木工具四つ目錐」を1個358円でインターネット販売している¹¹ので、換算結果としては、妥当なものであると言えよう。次に、「教師用長台鉋500厘」は、8,219円に換算できる。現在、普通の長台鉋が、11,900円くらいからインターネット販売されていることを考慮すると、教師用の長台鉋が8,219円という算出も、大きな誤算はないと考えられる。また、「児童用大村砥70厘」は、1,151円に換算できる。「大村砥」とは、大村砥石のことで、「ニュー大村砥 高級刃物用砥石1,725円」や「刃物用砥石 人造大村砥3,400円」の商品名と価格で現在も販売されている。「児童用」の砥石としては、不自然な価格ではないことが分かる。最後に、「曲尺750厘」は、12,329円に換算できるが、現在3,850～5,130円程度の価格帯で販売されているので、当

時、曲尺は大切な木工具だったことが分かる。同様に木工具の中で最も高価な「学校用尺縦挽鋸・尺横挽鋸1,300厘」が、21,369円に換算できるので、これらも貴重な道具だったのであろう。

ここで、学校用、教師用、児童用、共用を並べ替えて纏め、さらに現代貨幣価値に換算して小計・合計を出してみよう。単位は円で、小数第1位を四捨五入した。

[学校用]：①尺縦挽鋸21,369 / 尺横挽鋸21,369 / 畔挽鋸6,575 / 胴付鋸5,753 / 臍挽鋸4,931 / 釘抜2,466 / 釘締1,315 / 五分溝鉋4,110 / 四分溝鉋4,110 / 二分溝鉋3,616 / 一分溝鉋3,616 / 内丸鉋4,931 / 外丸鉋4,931 / 内面取鉋5,753 / 外面取鉋5,753。②四分衝鑿2,959 / 三ア、四ア鑿2,959 / 四分外丸鑿3,781 / 三分内丸鑿3,781。③玄翁4,110 / 手斧5,753。以上、学校用小計123,941円。

[教師用]：長台鉋8,219。以上、教師用小計8,219円。

[児童用]：①六分又ハ四分鉋4,602 / 六分二枚刃鉋6,246 / 八寸両刃挽鋸11,506。②鑿八分2,959 / 鑿五分2,466 / 鑿三分2,137 / 鑿二分1,973 / 鑿一分1,644。③木槌1,644 / 金槌1,644。④小刀1,973 / 練小刀2,466。⑤四つ目錐329 / 三つ目錐329。⑥大村砥1,151 / 青砥2,466。以上、児童用小計45,535円。

[共用]：①轆轤錐2,137。②鼠歯錐329 / 曲尺12,329 / 木規矩2,466 / 罫引2,466 / 週挽鋸822 / 一ヶアレバヨシ 墨壺（価格の記載なし）。③荒砥1,973。④合セ砥740。以上、共用小計23,262円。

以上の計算から、2023年現在から111年前の1912年当時の「手工科」の授業において「木工」だけで合計200,957円程度の用具費が必要だったと指摘できる。宮崎は、「用具は、ことごとく皆、児童の負担にせよと言わないが、個々の児童が専用に使うものは是非とも児童の所有とさせたい」と述べている。しかし、上述したように、児童用木工具だけでも小計金額が45,535円にもなり、これを家庭の負担には、できないだろう。妥当なところとしては、児童用小刀1,973円だけを「児童の所有」とすべきかと考える。後述するが、資料3・6においても、手工科の教材費が「多額の費用」「高い費用」というような批判を受けていることが、記述されている。

3. 天野旬之「革新すべき手工教授」（1912）

前述したように、1911（明治44）年の「改正小学校令」によって手工科は、高等小学校実業科目の選択必修科目の一つとなった。さらには、「小学校令施行規則」の改正により「第十二条 手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習ヲ養フヲ以テ要旨トス」（下線は、

筆者による）と、「工業ノ趣味」を長ずる目的もあるとされた。しかし、授業時数の増加が小学校にとって負担になり、手工科加設校は結果的に減少した。

この「改正小学校令」に賛成する論文を『愛媛教育』の中から取り上げてみよう。『愛媛教育』第304号〔1912（大正1）年9月25日発行〕には、伊予郡松本小学校訓導・天野旬之（1912）が、「革新すべき手工教授」を「研究」に掲載している¹²⁾。その概要を資料3に示す。

資料3. 天野旬之「革新すべき手工教授」（1912）

一、革新すべき理由

1、昨年七月文令第廿四号で、手工科の施行規則に対し、工業の趣味を長ずる一項を加え、高等科の授業時数を一週六時間に増加した。之即ち、小学教育上、工業的基礎觀念を養成し、自活の道を開く為、且、国家発展の為に資する人材の養成であると信ずる。

2、現代の教育界の主張は、何であるのか？教育をして、実用的、或は实际的ならしむるという精神に外ならぬ。こは又実に、現社会一般も大に熱望する所である。手工科の要義は、一般的陶冶説を採用するよりも、寧ろ余は、「工業的堪能の基礎」を養成すという事に主力を用いることは、最も現時代に取って剴切なことと信ずる。

3、家庭の見た学校の手工科は如何に。児童が多額の費用を用いて製作し其決果を家庭に齊すを見るに、多くが趣味教育、及び審美教育に先駆せられた決果、非実用物に傾き、見るから宛も児童の玩具の如き感がある。父兄は曰く

小学校の手工科は、遊戯的である。

教材が、家庭と関係せるものが少ない。

何れの学校も一律の教材を用いて、社会生活の状態を考慮していない。

経済的方面の思想が養成されていない。

生活上に関係ある教材に乏しい。

と何れも一理ある叫び声と信ずる。

二、如何なる点を革新すべきか

1、設置法、尋三頃まで先づ一般的陶冶を行い、尋四以上を或る一種の教材にのみ限りて、工業的堪能を授けるのである。

2、手工科は、工業的生産を主とする。欧州各国に於て、工業を以て発展していない国はない。即ち、十八世紀頃からして、キンデルマン氏の如き、やかましく実業教育を主張した決果かもしれない。畢竟、国運の発展は、普通国民教育に論ずる迄もない。……（中略）

初等教育時代より、工業的知識養成は、身普遍発達を害する如きの感あれど、こは理路に駆った説にて、普通教育を終りたるもの、必ずしも全部専門教育なり、或は高等の教育は受くる者でない。殊に吾国の如き農業或は商業国として適当ならざる国に於ては、工業方面に発達せなければならぬ必要がある。然して、財も積まなければならぬ。金森氏の云はるる如く、世界に於ける劍の一等国であり、金の一等国たる事を切望すべきである。故に、初等教育から工業的觀念の基礎を養成するも、決して早くはあるまい。

3、技量を充分練ること。（説明略）

三、如何なる教材を選択するか

小学校として、簡易なる工業的教材を選定するかには、先づ郷土の職業に関係あるものを主眼とし、材料の容易に得らるるもの、社会の需要の最多なるもの、あまり設備の要せないもの等は大に顧慮する重要点である。要は、児童卒業後、其土地の住民として必要な知識を養うを目標とし、地方化せる実用的のものを選定せなければならぬ。……（中略）

四、芸は身を、生産は国家を富強にす

キンデルマン氏は、すでに小学校に於ける実業教育を主張し、なお氏は、実業精神に富み、労働の聖なるを解する国民は、一面に於て、常にまた道德心の篤き国民であると云っている。竹細工だから、非人か乞食のような感じを持つは、誤である。欧州では、十八世紀頃の手工は、園芸、製本、指物細工、玻璃磨、木材彫刻、籠細工等であった。こは、現今の文明を生んだのかもしれない。

狭く個人として考うれば、芸は身を助くるの俚言ある如く、一朝悲観に陥った時自己を救済することは、自己の腕であるまいか？故に、余の主張する小学手工科は、宜しくあく迄工業的精神を骨子として進まなければならぬ。

（出典：『愛媛教育』第304号、1912（大正1）年、pp.33-34）（註：原文は、句読点の少ない文章の連続であるため、文意が変わらないように注意しながら、適宜、句読点を打って読みやすくした。一部、読点を句点にした。下線及び太字は、筆者による。）

先ず、この記事が掲載された1912（大正1）年頃の日本は、資本主義発達が進行中であった。「製糸業の輸出規模が、1909年（明治42）には世界最高となるなど、輸出は活発であった。しかし一方では、軍需品や重工業資材の輸入が増加したため、日露戦後の貿易収支は、ほとんど毎年のように大幅な

赤字となった。しかも、これに巨額の外国債の利払いが加わり、日本の国際収支は、次第に危機的な状態に陥って行った¹³⁾。そうして1914(大正3)年、ついに第一次世界大戦に突入するのである。このような時代背景を考えると、天野(1912)が、手工科を「小学校教育上、工業的基礎観念を養成し、自活の道を開く為、且、国家発展の為に資する人材の養成」のための教科と考えたのも当然だろう。さらに手工科は、「一般的陶冶説を採用するよりも工業的堪能の基礎を養成し…工業的生産を主とする」教科であるとしている。引用文の中に「工業」という用語が9回も出てくることから、そのことが明確に分かる。しかし、手工科を実業科目視する考え方は、1897(明治30)年頃以降の時代に逆戻りしたことになり、実業科目から抜け出して普通教育科目へ近づきつつあった手工科を、再び実業科目の中へ引き戻したようにも見える。それは、ようやく1907(明治40)年頃以降に増え始めた手工科加設校の減少の原因にもなった。

次に、天野は、「家庭から見た手工科」について論述している。「多額の費用を用いて製作」「非実用物に傾き」「児童の玩具の如き」等の言葉で、当時の手工教育とその教材を批判している。さらに、天野は、「一般的陶冶」か「工芸的堪能」かの議論に対して、その折衷案とも言える見解を提示している。つまり、「尋常小学校3年生までは、手工科によって一般的陶冶を行い、尋常小学校4年生以上になって、それ相当の教材を用意して、工芸的な上達を授ける」としている。最後に、「教材の選択」に関して、「簡易なる工業的教材の選定」に関して、「郷土の職業に関係あるもの」「材料の容易に得らるるもの」「社会の需要の最多なるもの」「あまり設備の要せないもの」を挙げ、「地方化せる実用的のものを選定」し、「小学校手工科は、工業的精神を骨子にして進まなければならない」と「実業教育」「実業精神」を標榜して結論付けている。

4. 影浦未知満「学級施設概要」(1916)

『愛媛教育』第349号[1916(大正5)年6月25日発行]には、松山第三尋常小学校長・影浦未知満(1916)が「研究」に「学級施設概要」を掲載している¹⁴⁾。その「学習心得の徹底 手工」部分を資料4に示す。

資料4. 影浦未知満「学級施設概要 学習心得の徹底 手工」(1916)

本校大正四年度各学級経営に関し其施設概要を各訓導より報告せしめたり。……

其の一 第三学年甲組受持 友近鄰三

- 一、訓育の方針(省略)
- 二、教授の方針(省略)
- 三、施設事項の概要(省略)
- (イ) 擬念法(省略)
- (ロ) 学習心得の徹底(省略)
- ……
- 6、手工
 - 一、用具を整頓せよ。
 - 二、妄りに用具を弄してはならぬ。
 - 三、袖口机等を汚したり、傷つけてはならぬ。
 - 四、紙片を捨てはならぬ。
 - 五、ガタガタ音をさすな。
 - 六、急がば廻れ、静かに急げ。
 - 七、お話をしてはならぬ。
 - ……(後略)

(出典:『愛媛教育』第349号,1916(大正5)年,pp.12-14)(註:下線は、筆者による。)

尋常小学校長の影浦(1916)は、「第三学年担任の友近鄰三」教諭からの調査結果として、「手工科」の「学習心得」として「道具をもてあそぶな」「衣服の袖口や机を汚したり傷付けたりするな」「紙の切れ端を捨てるな」「無駄な音を出すな」「焦って制作するな」「制作中に話をするな」を挙げている。現代日本社会に生きる私達から見ると、小学校3年生(9歳)の児童には、やや過度な要求のように思えると同時に、当時の小学校教員の指導の様子が窺える。

5. 松田良蔵「眼と手よりする教育」(1916)

『愛媛教育』第350号[1916(大正5)年7月25日発行]には、松田良蔵(1916)が「時言」に「眼と手よりする教育」を掲載している¹⁵⁾。その概要を資料5に示す。

資料5. 松田良蔵「眼と手よりする教育」(1916)

(前略)……単に知識を受容する途に於て眼と手とが重要な器官である許りでなく、之れを發表する途に於いても亦極めて重要な位置を占めるものであることも、作業主義の教育をさへ高調されている今日に於て、誰か更に冗辯を費して其の必要を論ずるものがあるろうか。……

県下の小学校に限る訳ではないが、常に学校を参観して著しく不満足を感じるものは眼と手よりする教育である。第一に教師の眼と手とを用いて行わべき教育が善く行われて居らない。第二に児童の眼と手とに訴えて行わべき教育が善く行われて居らない。換言すれば直観物及

び直観方便物の利用が十分ではなく、児童をして文字、絵画等の製作に依って発表せしめる練習が十分に行われていないようである。……

更に発表の能力に就いて見るに、綴り方教授の如きは近時その教授の方法に就いて最も喧しく論議せらるるに拘わらず、一向その実績が挙がっていない。図画教授の如き手工教授の如き又同様であって、児童が自ら経験し観察し工夫したことを自己の能力を以て発表するのではなく、教師の示す形式を唯模倣しているに過ぎないことが多い。一般に我が国に於ける技能科の教授ほど他の教科に比して軽視されて、成績の挙がっていないものはあるまいと思う。口舌の学問だけが本当の学問であるかの如く考えている東洋風の思想が、飽くまで深く浸潤しているのを見て慨[なぜ]かずには居られない。……（後略）

（出典：『愛媛教育』第350号，1916（大正5）年，pp.1-2）（下線と〔 〕書きは、筆者による。）

松田（1916）は、第1に、引用文中に「眼と手」の用語を4回使用して、「文字」や「絵画」等による「直観教育」の重要性を説いている。第2に、「綴り方」「図画」「手工」は、「児童自らが経験し観察し工夫したことを自己の能力によって発表する」ことが大切であるにもかかわらず、「教師の示す表現形式をただ模倣しているに過ぎない」と批判している。第3に、「技能科の教育ほど、他の教科に比べて軽視されて、学習効果の上がっていないものはない。口舌の学問だけを学問だと考えるのは、東洋風の指導が深く浸透しているからだ」と教育の現状を深く憂慮している。

6. 草野五郎「本県の手工教育に就て」（1916）

『愛媛教育』第355号〔1916（大正5）年12月31日発行〕には、愛媛県女子師範学校教諭・草野五郎（1916）が、「本県の手工教育に就て」を「研究」に掲載している¹⁶⁾。その重要部分を資料6に示す。

資料6. 草野五郎「本県の手工教育に就て」（1916）

（前略）……図画が形体描写のみを以て能事とせず、或は形体看取の能を得しめ、或は審美の情を養い、着実綿密の習慣を養う等、一般陶冶の上に貢献すること大なるが如く、吾が手工科にありても、亦単に些々たる物品製作という、所謂、技能伝授のみを以て満足すべきに非ず。更に進んで、鑑識眼を養い、工業趣味の向上を計り、勤労を好み、作業を尚ぶの良習慣を養ふ等、其の価値頗る多く、就中戦後教育の急務として近

来力説宣伝せらるる化学的知識の附与、独創的精神の鼓吹、自治自動的能力の養成、体力増進等に必要欠くべからざる者として、識者も既に業に認めている所である。此の意味に於て勤労学校起り、此の意味に於て自動主義教育、作業主義教育、人格的教育等から、盛に吾が手工科に秋波を送って居るではないか。……（中略）……一体「農業地或は工業地なるが故に、手工科を置くの必要がない」という奇説を吐く人々は、手工科を余り狭義に解釈されて居るのではあるまいか。即ち、小学校教則に所謂、

手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ、勤労ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トスとあるその前項の「簡易ナル物品ノ製作云々」に重きを置いて玩具を製作するとか、甚だ人間生活に縁の遠い折紙や紐結び、乃至は豆細工、切貫細工等を貴重な時間を割き、高い費用を棒にふって、傷ましい労力を犠牲に供してまでも、教える必要はないと、仰せらるるのではあるまいか。……小学校は、今改めて申すまでもなく、人間生活の上に、否一個の国民としての社会の一員として必要欠くべからざる普通一般の知識技能を授くる處である以上は、本科に於ても、此の規範を脱せぬ範囲内に於て、製作に関する知能技能を授けるは勿論、教則の後の項なる「勤労を好む云々」の如き一般陶冶的価値の發揮に努め、且つ前述の化学的知識、独創的想像力、自治自営自動自活の精神を養うやうに導いたらいいではないか。此の意味に於て、毫も職業の如何を顧慮するの必要は毛頭あるまいと思う。……（後略）

（出典：『愛媛教育』第355号，1916（大正5）年，p.37）（註：原文は、句読点の少ない文章の連続であるため、文意が変わらないように注意しながら、適宜、句読点を打って読みやすくした。一部、読点を句点にした。下線は、筆者による。）

この草野（1916）の論文は、前述した天野（1912）の意見とは、その論旨が全く違う。第1に、天野が「手工科を実業科目とし、工業のための手工科」ということのみ主張であるのに対し、草野は「鑑識眼を養う」「工業趣味の向上を計る」「勤労を好む」「作業を尊ぶ」等、「手工科の価値は非常に多い」としている点である。第2に、手工科は「化学的知識の附与」「独創的精神の鼓吹」「自治自動的能力の養成」「体力増進」等に不可欠であるとしている。第3に、特に「農業地あるいは工業地であることを理由に、手工科を置く必要がない」という意見に反対している。「玩具の制作」「折紙紙」「紐結び」「豆細工」「切貫細工」等は、「時間や教材費を使ってまで教える

必要がないと言っているのではないか」と述べている。

草野の意見で注目すべきは、以下のような点である。つまり小学校は、「一個の国民として社会の一員として必要欠くべからざる普通一般の知識技能を授ける所」なのであるから、手工科においても「この規範を脱せぬ範囲内に於て製作に関する知能技能を授け」「勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フ」のような「一般陶冶的価値の發揮に努め」、前述の「化学的知識、独創的想像力、自治自営、自動自活の精神を養うように導けばよいのではないか」という意見である。草野の主張する手工科は、「普通一般の知識技能」であり、「一般陶冶的価値」を含むものである。

7. 手工教育の衰退

1911（明治45）年から1918（大正7）年までは、手工科にとって多難の時代であった。手工科加設校は、高等小学校においては、1910（明治44）年に4,046校あったのが、翌1911（明治45）年には2,348校になり、7年後の1918（大正7）年には、1,459校にまで減少する¹⁷⁾。そのような全国的な傾向の中であって、愛媛県下の手工教育の普及を望む人々は、それを何とか防ぎ止めようと努力したが、効果的な手立てはなかったと言える。

Ⅲ. 手工科の地位の向上 1919（大正8）～1926（大正15）年

この期間に出される小学校手工科関係の法令は、①「改正小学校令」（勅令第10号）[1919（大正8）年2月6日]、②「改正小学校令」（勅令第73号）[1926（大正15）年4月21日]、③「改正小学校令施行規則」（文部省令第18号）[1926（大正15）年4月22日]の3本である。ここでは、当該期間における『愛媛教育』の中から、手工教育関係の記事で重要なものに検討・考察を加える。

1. 愛媛県師範学校附属小学校「各科教授上の注意」（1922）

『愛媛教育』第422号 [1922（大正11）年7月25日発行] には、愛媛県師範学校附属小学校の「各科教授上の注意」が掲載されている¹⁸⁾。その中から手工科の部分を抜粋して資料7に示す。

資料7. 愛媛県師範学校附属小学校「各科教授上の注意 手工科関係部分」（1922）

一、児童の心理的要求に合する材料を課し、これを美的に指導すること。

実用的器具の製作のみを目標とすることなく、美的陶冶を重視し、実用器具をも美術化しなければ止まないような趣味の向上を図るべきである。二、常に創造活動の助長に努めること。

工夫構成、利用節約の心的作用の修練は本科の重要生命であるから、教材選択上にも方法上にも注意しなければならぬ。折紙の如き工夫の余地なきものは之を除き、粘土細工、切抜細工、木彫等を中心とし、そのモチーフはなるべく自然物から探らしめたい。

更に材料の使用にあたっては常に利用節約の計画に努めしめなければならぬ。

三、批評を重視して、成績の向上を図ること。

先づ児童をして画策或は実習せしめ、その題材のとり方製作の方法等を批評し、相互批評鑑賞を重視して技能を自得せしむべきである。

（出典：『愛媛教育』第422号、1922（大正11）年、pp.14-15）（註：下線は、筆者による。）

ここで注目されるのは、手工科を「美的に指導」し、「実用的器具の製作のみを目標とすることなく、美的陶冶を重視」している態度である。細谷俊夫(1978)によると「教科目としての手工科の性格に関しては文部省自体の態度が動揺していた」¹⁹⁾。それは、1900（明治33）年から1919（大正8）年までの「数回にわたる法令の改変がこれを示している」²⁰⁾。この記事が掲載された1922（大正11）年当時は、1919（大正8）年の改正令の施行下にある。それは、1911（明治44）年の改正令におけるほど手工科の実業科目的色彩は強くないが、法令上、手工を農業、商業と同列に置いていることに変わりはない。

結局、愛媛県師範学校附属小学校では、手工科を「美的に指導」し、「美的陶冶を重視」している。つまり、実業科目から離脱し、一般的陶冶の科目に近いものとして見ている。さらに、折紙のような工夫の余地のないものは除き、「モチーフ」は自然物から採ることを勧めている。固定化した手工科教材に柔軟性を与えようとしている点が重要である。

2. 愛媛県師範学校附属小学校「全校教授時間割表」（1923）

『愛媛教育』第438号 [1923（大正12）年11月10日発行] には、「我校に於ける学習の実際」と題して、愛媛県師範学校附属小学校第二研究部が記事を掲載している。

その中の「二、学習の組織と設備(3)時間割(二)実際の時間割」から、「全校教授時間割表」を転載し²¹⁾、これに加筆した表1について考察する。「この号は『教育問題改造号』と題されて、愛媛県師範学校の

表1. 愛媛県師範学校附属小学校 全校教授時間割表 1923（大正12）年

曜日	学年 時間	第一学級	第二学級	第三学級	第四学級	第五学級	第六学級	第七学級	第八学級	第九学級
月	1	算術	国語	修 体	修 体 相互学習 自由研究	修身 相互学習 自由研究	修 作法 相互学習 自由研究	手工	修身 相互学習 自由研究	修 体 相互学習 自由研究
	2	修 体	修 体	算術	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究
	3	国語	算術	綴方	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	綴 自 自
	4		国語	読方	図画	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	読 書 自
	5				手工	裁縫		唱歌	書方	綴 裁
	6									
火	1	算術	国語	算術	修 体 相互学習 自由研究	綴方 相互学習 自由研究	男図 女縫 相互学習 自由研究	修身 相互学習 自由研究	唱歌 相互学習 自由研究	修 体 相互学習 自由研究
	2	唱 体	修 体	読方	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究
	3	国語	算術	図画	自由研究 男書	自由研究 男書	自由研究	自由研究	自由研究	読 自由
	4	手工	国語	修 体	女唱	女唱	書方	*図画	*図画	手工
	5			書方	裁縫	体操	体操	書方	*図画	裁 綴
	6					裁縫		綴方		縫
水	1	唱 体	国語	修 体	修 体 相互学習 自由研究	作法 修 相互学習 自由研究	修身 相互学習 自由研究	裁縫 相互学習 自由研究	修身 相互学習 自由研究	唱歌 相互学習 自由研究
	2	算術	算術	算術	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究
	3	国語	唱 体	綴方	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	読 自由
	4		図画	読方	図画 男唱	自由研究 男唱	自由研究	自由研究	自由研究	書 自由
	5				女書	女書	唱歌	書方	体操	体操
	6						裁縫	体操		⁵ 裁
木	1	修 体	修 体	算術	唱歌 相互学習 自由研究	男図 女裁 相互学習 自由研究	手工 相互学習 自由研究	修身 相互学習 自由研究	綴方 相互学習 自由研究	^{3 4 5} 読 相 図 算 自 自
	2	算術	算術	読方	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究
	3	国語	国語	手工	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	読 自 自
	4		手工	唱 体	体操	手工	綴方	手工	書方	書 書 書
	5				裁縫	体操	書方	体操		裁 綴
	6						裁縫			
金	1	国語	唱 体	算術	綴方 相互学習 自由研究	書方 相互学習 自由研究	綴方 相互学習 自由研究	裁縫 相互学習 自由研究	手工 相互学習 自由研究	修 体 相互学習 自由研究
	2	修 体	国語	読方	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究
	3	算術	算術	綴方	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	読 自 自
	4	国語	国語	唱 体	理科	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	綴 理 自
	5				理科	図画	体操	*家事	体操	理 書
	6							裁縫		
土	1	国語	国語	修 体	修 体	綴方 相互学習 自由研究	図画 相互学習 自由研究	裁縫 相互学習 自由研究	手工 相互学習 自由研究	修 体 相互学習 自由研究
	2	修 体	修 体	算術	算術	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究
	3	国語	国語	書方	書方	自由研究	自由研究	自由研究	自由研究	読 自 自
	4			読方	読方	書方	体操(合)	体操(合)	体操(合)	*図 ・ *図 ・ *図
	5									
	6									

（出典：『愛媛教育』第438号 [1923（大正12）年11月10日発行] pp.34-41をもとに作成した。）（註：(1)表中「相互学習の時間」と「自由研究」の二つをもって「独自学習」とする。(2)*印は、「手工」以外の加設科目である。(3)*印、太字と太枠は、筆者による加筆である。(4)「裁」は、裁縫科の「裁方」,「縫」は裁縫科の「縫方」を示す。）

教育状況及び自由教育実践状況が紹介されている。しかしながら、各教科の教育内容、方法、教授案等の紹介は算術科、国語科、理科、社会科、修身科の分野であり、残念なことに図画科、手工科は紹介されていない²²⁾。

表1の時間割表を見ても分かるように、愛媛県師範学校附属小学校では、加設科目の中から尋常科では、毎週「手工」1時間を、高等科第一学年では、毎週「手工」2時間、「図画」1時間、「家事」1時間を、高等科第二学年では、毎週「手工」2時間、「図画」2時間を、高等科第三学年では、毎週「手工」1時間、「図画」2時間を課していた。

1923(大正12)年当時、尋常科は1907(明治40)年の「改正小学校令」の、高等科は1919(大正8)年の「改正小学校令」の施行下にあった。そこで附属小学校では、尋常科に対して、土地の状況によって加設することのできる手工を加設科目として選んだ。また高等科に対しては、必ず少なくとも一科目加設しなければならない「手工、農業、商業、女児の為には家事」の中から「手工」と「家事」を、土地の状況によって加設することができる「図画、外国語、その他必要な教科目」の中から「図画」を加設科目として選んだことになる。

これらの科目を学校長は、必須科目としたのか、随意科目としたのか、選択必修としたのか、一部必修その他随意としたのかは、時間割表を見る限りでは判然としない。しかし、時間割表の中にしっかり組み込まれ、但し書きもないので、「手工」「図画」「家事」は、必須科目となっていたと考えるのが妥当であろう。

本論の主題からは逸れるが、尋常科高等科を通じて必須科目であるはずの「日本歴史」「地理」がどこにも見当たらないのはどうしてであろうか。考えられるのは、他教科との合科で授業したのか、あるいは表中の「相互学習」「自由研究」の2つを合わせた「独自学習の時間」に、児童に学習させたかのどちらかである。附属小学校の教師が「日本歴史」と「地理」を教授したことは、『愛媛教育』第422号[1922(大正11)年7月25日発行]に掲載された附属小学校の「各科教授上の注意」という記事に、「日本歴史科」「地理科」として出ているので教科指導は、間違いなくあったと推察できる。

3. 愛媛県教育会初等部門・臨時図画手工研究部「高等小学校手工科に対する調査研究報告」(1926)

『愛媛教育』第475号[1926(大正15)年12月25日発行]には、愛媛県教育会初等部門・臨時図画手工研究部(1926)が、「高等小学校手工科に対する

調査研究報告」を掲載している²³⁾。その概要を資料8に示す。

資料8. 愛媛県教育会初等部門・臨時図画手工研究部「高等小学校手工科に対する調査研究報告」(1926)

今回初等部門は、来年度より必須科に加えられたる高等小学校手工科につき、研究調査をなし、尚其の実施案については該科の實際家に依頼して略其の成案を得たれば左に報告し、教育實際家の便に供せんとするものなり。……

一、……今夏文部省主催の講習会に於て、岡山高師教授等より発表せられたる標準要目案に準拠せること勿論なれども、而かも本県に於ては、現在本科を施設せる学校数、他県の其れに比して甚しく僅少にして実に学校総数十パーセントにも当らざるの有様なれば之等の状勢を参酌考慮するの要あり。依つて立案の基礎を此処に置き、教室の設置及室内の施設標準教授案の概要、教具工具の設備等の調査研究を概略完了し案を纏めて報告することとせり。

一、教案の立案に対しても形式主義(趣味的)を主として之れに實質主義を加味せしもの(第一[号]教案)と實質主義を主として之れに趣味的方法を加味せるもの(第二号教案)との二案を作成せり。素より此処に表示せる教案要目にあつても必ず当を得たるものと断ずること能わずと雖も、之れが実施に際しては充分地方の民度、其他の情勢を熟慮し二案の内其の何れかに準拠し、題材実施上、加減変改案配せられんことを希望す。

一、教案中題材は、地方特殊物産或は特殊材料のあるあらば、其取捨は教師に於て改変せられたし。之に就き岡山教授の発表せられたるものにて手工科に取り入れ差支えなきものと認められたる種目を示し置くこととす。蔓細工、柳細工(其他の枝條細工)、藁細工(農)、荷造法(商)、女子にあつては布片細工(袋物切付)、紹刺、和洋両風の刺繍、造花、染色術。

……(後略)

(出典:『愛媛教育』第475号,1926(大正15)年,pp.23-41)(註:原文は、句読点の少ない文章の連続であるため、文意が変わらないように注意しながら、適宜、句読点を打ち片仮名を平仮名にして、読みやすくした。一部、読点を句点にした。下線と[]書きは、筆者による。)

臨時図画手工研究部(1926)の「高等小学校手工科に対する調査研究報告」は、「1927年度から必須科に加えられたる高等小学校手工科」について、「文部省主催の講習会において、岡山教授などから発表

された標準要目案に準拠」することは当然であるとしながらも、愛媛県の「手工科を設置している学校数が、他県に比べて非常に少なく、学校総数の10パーセント未満」であることを考慮に入れて教案を立案する必要があるだろうと述べている。さらに、「形式主義（趣味的）に実質主義を加味した高等小学校手工科教材配当案・第一号教案」と「実質主義に趣味的方法を加味した高等小学校手工科教材配当案・第二号教案」を示している。その概略を表2・3に示す。資料8に言及のある「岡山教授」とは、1906（明治39）年3月、東京高等師範学校教授に任ぜられた岡山秀吉のことである。

表2. 愛媛県教育会初等部門・臨時図画手工研究部委員調査「高等小学校手工科教材配当案 第一号案」（1926）

第一学年 男子 第一学期十五週三十時 第二学期十五週三十時 第三学期十週二十時		
別期	種別	題材
第一学期	厚紙細工	厚紙細工に就いて／アルバム、写真立の類／玩具〔室内装、飾品、動物類〕等／玩具入箱／製図（器具、図案）（筆立、針箱等の考案）／右図案の実現
第二学期	粘土細工	簡易なる浮み彫り
第三学期	竹細工	竹細工に就いて／玩具〔竹トンボ、水鉄砲、飛行機模型〕
第二学年 男子		
別期	種別	題材
第一学期	木工	木工に就いて／器具図案〔製図、例題（木立、花台、小鳥籠箱等）〕／右考案の実現工作及模様図案附
第二学期	木工	同承前／第一学期の作業の続きとす／板版彫り／簡易なる木彫人形
第三学期	木工金工	薄板金打出し／例題（写真立、門札、ペン皿等）
第一学年 女子 第一学期十五週三十時 第二学期十五週三十時 第三学期十週二十時		
別期	種別	題材
第一、第二学期		男子と同様なれば再録せず
第三学期	紙細工	組紙
第二学年 女子		
別期	種別	題材
第一学期	糸紐細工	簡易なる刺繍／例題（文字模様化、草花模様化等）
第二学期	糸紐細工	簡易なる刺繍（同前）／編物（例 小手提）
第三学期	糸紐細工	編物〔自由製作〕（例 子供帽子、肩掛等）

（出典：『愛媛教育』第475号〔1926（大正15）年12月25日発行〕pp.25-31）（註：「要領」「用材」「用具」「備考」欄を省略した。片仮名を平仮名にして、読みやすくした。）

「第一号教案」は、「形式主義（趣味的）を主として実質主義を加味」したものである。したがって、

教材の一部には、「浮き彫り」や「竹トンボ・水鉄砲・飛行機模型」等の「玩具」や「木彫人形」等が採用されており、実用性とは関係のない作品制作を目指す教材が確認できる。教案の「種別」に着目すると、「男子」は、「木工」3、「紙細工」「粘土細工」「竹細工」「金工」各1であり、「女子」は、「糸紐細工」3、「木工」「紙細工」各2、「粘土細工」「竹細工」各1である。男子と女子で、教材の傾向が全く違うのが分かる。全体としては、「木工」5、「紙細工」「糸紐細工」各3、「粘土細工」「竹細工」各2、「金工」1である。木・紙・糸紐等を扱った教材が、中心であることが分かる。

表3. 愛媛県教育会初等部門・臨時図画手工研究部委員調査「高等小学校手工科教材配当案 第二号案」（1926）

第一学年 男子 第一学期十五週三十時 第二学期十五週三十時 第三学期十週二十時		
別期	種別	題材
第一学期	紙細工	厚紙細工に就いて／紙綴表紙／紙挟（袋付）／状差
	竹細工	竹細工に就いて／竹削練習／写真挿
第二学期		洋紙切／小鳥籠／状挟
第三学期	木工	木工に就いて
		鉋磨方／門札／短冊掛
第二学年 男子		
別期	種別	題材
第一学期	木工	手拭掛（衣紋掛にても宜し）／状差し（製図）／棧蓋付箱（附剖展図）
第二学期	木工	被蓋硯箱／煙草盆製図
第三学期	木工金工	引き出し付箱（仮りに小鳥箱とす）
第一学年 女子 第一学期十五週三十時 第二学期十五週三十時 第三学期十週二十時		
別期	種別	題材
第一学期	紙細工	切抜／組紙／製図
第二学期	紙細工	厚紙細工に就いて／紙綴表紙／針山箱／蝶番付手箱
第三学期	紙細工	簡易なる刺繍／切抜模様応用
第二学年 女子 第一学期十五週三十時 第二学期十五週三十時 第三学期十週二十時		
別期	種別	題材
第一学期	竹細工	竹細工に就いて／削方練習／裁縫用籠／短冊挟（写真挟にてもよし）
第二学期	木細工	木細工に就いて／削方練習／糸巻製図／衣紋掛／同製図
第三学期	糸紐細工	紐打／女羽織紐／帯締／編物（或は袋物刺繍等）

（出典：『愛媛教育』第475号〔1926（大正15）年12月25日発行〕pp.31-40）（註：「要領」「用材」「用具」「備考」欄を省略した。片仮名を平仮名にして、読みやすくした。「種別」欄が空欄の所は「記載なし」を意味する。）

「第二号教案」は、「実質主義を主として趣味的方法を加味」したものである。したがって、教材の一部には、「写真挿し」や「短冊掛け」や「手拭い掛け」や「硯箱」等の制作が採用されている。教案の「種別」に着目すると、「男子」は、「木工」4、「紙細工」「竹細工」「金工」各1であり、「女子」は、「紙細工」3、「竹細工」「木工」「糸紐細工」各1である。ここでも、男子と女子で、教材の傾向が全く違うのが分かる。全体としては、「木工」5、「紙細工」4、「竹細工」2、「糸紐細工」「金工」各1である。ここでも、木・紙等を扱った教材が、中心であることが分かる。

IV. 総括と課題

1. 本論の総括

本論は、「改正小学校令」(勅令第216号)[1911(明治44)年7月29日]から「改正小学校令」(勅令第73号)[1926(大正15)年4月21日]までの14年9か月間を対象期間として、愛媛教育協会機関誌に見られる手工教育関係史料の調査から、愛媛県の尋常小学校及び高等小学校における手工科の成立及び展開過程を調査・考察した。その結果、1911(明治44)年の「改正小学校令」によって手工科は、高等小学校実業科目の選択必修科目の一つとなったが、実業科目としての性格が強くなると同時に、授業時数の増加が、小学校にとって負担になり、手工科加設校は、結果的に減少した。

各資料の特徴を簡潔に纏めてみよう。資料1の「小学校教員検定試験問題」(1911)では、「手工科」「図画科」の実技試験問題から、1911年当時の小学校教員が、どのような資質能力や力量形成を求められていたかを見ることができた。資料2の宮崎謙義(1912)「手工科(木工)の用具の調査」では、手工科で使用する木工具の種類とその価格を現代貨幣価値によって換算し、手工科1科目で用具費用がどの程度必要だったのかを示した。資料3の天野旬之(1912)「革新すべき手工教授」では、「改正小学校令」(1911)の主旨に沿って、「実業教育」「実業精神」「工業的教材」「工業的精神」に基づく手工科教育を推進しようとする論旨を読み取ることができる。資料4の影浦未知満(1916)「学級施設概要 学習心得の徹底 手工」は、尋常小学校第3学年の学級担任が、児童に対して授業中にどのような指導や注意をしていたかを知ることができる。資料5の松田良蔵(1916)「眼と手よりする教育」は、「文字(綴り方)」「絵画(図画)」「手工」等の「眼と手」を使って行う「直観教授」「直観学習」の教育的妥当性を述べ

ている。資料6の草野五郎(1916)「本県の手工教育に就て」では、手工教育の教育的価値の多様性を様々な観点から述べると同時に、「工業趣味の向上」という実業科目としての特性と共に、「鑑識眼」や「独創的想像力」等の一般陶冶の側面も強調している。資料7の愛媛県師範学校附属小学校(1922)「各科教授上の注意 手工科関係部分」は、手工科を「美的に指導」し、「美的陶冶を重視」する観点から論述しているのが、特徴である。表現の主題を「自然物」から探すことを主張している。表1の愛媛県師範学校附属小学校(1923)「全校教授時間割表」では、「手工」は、「図画」「家事」と共に必須科目となっていたと推察される。資料8の愛媛県教育会初等部門・臨時図画手工研究部(1926)「高等小学校手工科に対する調査研究報告」は、「必須科目になる高等小学校手工科」について、表2の「形式主義」に重きを置いた「教材配当案」と表3の「実質主義」に重点を置いた「教材配当案」を示した。

結局、14年9か月間の手工教育関係史料の中から、特に注目すべき雑誌記事を鍵言葉と共に列挙すると、資料3の天野旬之(1912)「工業的堪能の基礎」、資料5の松田良蔵(1916)「眼と手による教育」、資料6の草野五郎(1916)「手工科の多様な価値」、資料7の愛媛県師範学校附属小学校(1922)「美的陶冶」、資料8の臨時図画手工研究部(1926)「形式主義と実質主義を加味した教材配列」というようなものになる。結論として言えることは、愛媛県の尋常高等小学校における手工教育は、本論で対象とした期間は、混迷していたと指摘できる。

2. 手工教育基礎建設の曙光時代における愛媛教育協会機関誌に見られる手工教育の実態の纏め

本論(第四報)は、本研究の第三報と共に、「手工教育基礎建設の曙光時代」[1907(明治40年)頃から1926(大正15)年頃まで]における愛媛教育協会機関誌に見られる手工教育関係史料を調査・考察してきた。前半(第三報)が調査対象とした4年4か月間に、論文中で取り上げたのは、資料7件と表5件の合計12件あった。後半(第四報)が調査対象とした14年9か月間に、論文中で取り上げたのは、資料8件と表3件の合計11件であった。このことから、「手工教育基礎建設の曙光時代」の後半において、手工教育が、教育的議論の対象にはなりにくく、低迷したことが確認できる。

註

- 1) 高橋敏之「愛媛県と東京都における法令と手工科加設校の変遷との関連性—愛媛県手工教育史

- （第一報）一」, 美術科教育学会誌『美術教育学』第14号, 1993, pp.187-201.
- 2) 高橋敏之「本格的手工教育準備時代における愛媛教育協会機関誌に見る手工教育の実態—愛媛県手工教育史（第二報）一」, 美術科教育学会誌『美術教育学』第38号, 2017, pp.297-312.
- 3) 高橋敏之「手工教育基礎建設の曙光時代における愛媛教育協会機関誌に見られる手工教育の実態（前編）—愛媛県手工教育史（第三報）一」, 美術科教育学会誌『美術教育学』第40号, 2019, pp.237-254.
- 4) 阿部七五三吉:『手工教育原論』, 培風館, 1936.
- 5) 本論を読む専門外の人のことを考え, 例えば, 第二報で取り上げた梅村久磨作(1888)「手工教育論」のような漢字と片仮名の文章や, 田中義之(1903)「手工科の性能」のような句読点の全くない文章をそのまま引用するよりも, 原文の文意が変わらない範囲で句読点を補い, 読みやすい史料を提示する方法を選択した。さらに, 原文には誤字脱字があったり, 引用文に〔 〕書きで言葉を補わないと文章の意味が分からなくなったりするところもある。そうなるとう単純な引用とは違い, 文献に対して著者独自の「加筆修正」が入るので, 純粋な引用と区別するために, 囲みの中に入れて資料番号を打った。以上のような理由から, 本論は, 第二報・第三報と同様の研究手法を採用した。
- 6) 山形寛『日本美術教育史』, 太洋社, 1982, pp.389-390.
- 7) 「小学校教員定検定試験問題」(愛媛教育協会『愛媛教育』第292号), 1911, p.38.
- 8) 「小学校教員定検定試験問題(前月号掲載の続)」(愛媛教育協会『愛媛教育』第293号), 1911, p.47.
- 9) 宮崎謙義「手工」(愛媛教育協会『愛媛教育雑誌』第297号), 1912, pp.24-25.
- 10) しらかわただひこ「明治～平成 貨幣年表」(『コインの散歩道』「資料編」), 2015, <https://coin-walk.site/J064.htm> (検索日:2023/02/27)
- 11) 株式会社アーテック, <https://www.artec-kk.co.jp/> (検索日:2023/02/27)
- 12) 天野旬之「革新すべき手工教授」(愛媛教育協会『愛媛教育』第304号), 1912, pp.33-34.
- 13) 井上光貞・笠原一男・児玉幸多ほか『詳説日本史』, 山川出版, 1983, p.286.
- 14) 影浦未知満「学級施設概要」(愛媛教育協会『愛媛教育』第349号), 1916, pp.12-17.
- 15) 松田良蔵「眼と手よりする教育」(愛媛教育協会『愛媛教育』第350号), 1916, pp.1-2.
- 16) 草野五郎「本県の手工教育に就て」(愛媛教育協会『愛媛教育』第355号), 1916, pp.36-38.
- 17) ①細谷俊夫『技術教育概論』, 東京大学出版会, 1978, p.107. ②山形・前掲著6), p.390.
- 18) 愛媛県師範学校附属小学校「各科教授上の注意」(愛媛教育協会『愛媛教育』第422号) 1922, pp.14-15.
- 19) 細谷・前掲著17), p.107.
- 20) 細谷・前掲著17), p.107.
- 21) 愛媛県師範学校附属小学校第二研究部「我校に於ける学習の実際」(愛媛教育協会『愛媛教育』第438号) 1923, pp.12-60.
- 22) 大野直志『研究ノート』, 広島大学大学院学校教育研究科, 1982, 未公開.
- 23) 愛媛県教育会初等部内臨時図画手工研究部「高等小学校手工科に対する調査研究報告」(愛媛教育協会『愛媛教育』第475号), 1926, pp.23-41.

謝辞

研究主題に助言して戴き, さらには, 苦勞して収集された史料を快く提供して下さった大野直志さんと, 論文の執筆に際して, 御指導戴いた石原英雄先生, 橋本泰幸先生に心から感謝致します。また, 手書きの原稿をワープロ打ちして下さいました小竹沙織さんに, この場を借りて御礼申し上げます。有り難うございました。